

公布された規則のあらまし

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則（規則第1号）

- 1 神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合の公平委員会の事務の受託に伴う佐賀県知事の権限に属する事務を、佐賀県人事委員会に委任することとした。
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。